

東京都環境影響評価条例施行規則別表第一に規定する
知事が別に定めるもの等

令和二年二月一七日
告示第一五一〇号

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五六年東京都規則第一三四号。以下「規則」という。）別表第一に規定する知事が別に定めるもの等を次のように定める。

（道路の軽微な移設等）

第一条 規則別表第一 一の部(二)の項ハ中軽微な移設として知事が別に定めるものは、道路の区域又は構造の変更を伴わないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

2 規則別表第一 一の部(二)の項、(三)の項及び四の項対象事業の規模の欄中軽微なものとして知事が別に定めるものは、施工区域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第九条（第十二項及び第十三項を除く。）に規定する地域に接しないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

（鉄道の軽微な移設等）

第二条 規則別表第一 三の部(二)の項口中軽微な移設として知事が別に定めるものは、一の停車場の区域内における移設（本線路の構造の変更を伴わないものに限る。）であって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

2 規則別表第一 三の部(二)の項対象事業の規模の欄中軽微なものとして知事が別に定めるものは、施工区域が法第九条（第十二項及び第十三項を除く。）に規定する地域に接しないものであって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

（施設更新に該当しない行為）

第三条 規則別表第一 備考中知事が別に定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

一 間仕切壁、間柱その他の建築物の構造上重要でない部分に係る工事
二 既存の施設に附属する物置その他の工作物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱のみを有する簡易な構造のものに限る。）を設置する工事

三 前二号に掲げるもののほか、既存の施設の機能を維持し、又は回復させるために行う工事

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。